

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の日</p>
<p>特定非営利活動法人 アースランドフオートネットワーク</p>	<p>金山 一宏</p>	<p>広島県庄原市中本町二丁目五番三号</p>	<p>この法人は、撮影者、鑑賞者を問わず、写真に携わる全ての人を対象に、市民参加と地域間交流、情報発信の促進、自然環境保全への提言及び撮影と鑑賞の場のバリアフリー化等、写真を媒介とした様々な事業を行うこととおして、地域文化の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>・目的の変更 ・事業の変更 ・役員の定数の変更 ・役員の職務の変更 ・表決権等の修正 ・事業計画及び予算の議決の修正</p>	<p>平成二十一年一月二二日</p>
<p>特定非営利活動法人ひだまりの家</p>	<p>木本 剛夫</p>	<p>広島県広島市安佐南区沼田町大字伴字上大原五六三〇―四、五六三〇―一</p>	<p>本法人は、地域に住む精神障害者に対して、就労支援及び生活支援等を行い、精神障害者の住みやすいまちづくりに貢献していくことを目的とする。</p>	<p>・事業の変更</p>	<p>平成二十一年一月二六日</p>